

兵庫県公報

令和6年7月30日 火曜日 第536号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 救急病院の認定（医務課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 緊急防災工事計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 建設業者の営業所の所在地の不確知（契約管理課）	4
○ 平成20年兵庫県告示第918号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	5
○ 平成31年兵庫県告示第175号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	5
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	5
○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課）	5
○ 道路の位置指定（北播磨県民局）	6

公 告

○ 入札公告（計画課）	6
○ 都市計画法施行規則第12条に基づく都市計画の図書の縦覧（都市計画課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	8
○ 大規模小売店舗の変更に係る届出（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 落札者等の公示（物品管理課）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	12
○ 同 上（同）	12

病院局公告

○ 入札公告	13
○ 同 上	15
○ 同 上	17
○ 同 上	20
○ 同 上	22
○ 同 上	25
○ 同 上	27
○ 兵庫県立西宮病院患者給食業務委託に係るプロポーザルの実施	29
○ 随意契約の相手方等の公示	32

選挙管理委員会告示

○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	32
--	----

教育委員会告示

○ 博物館の登録	34
----------	----

警察本部公告

○ 落札者等の公示	34
-----------	----

告 示

兵庫県知事 齋藤元彦

1 建設業者の商号、代表者の氏名、営業所の所在地、許可番号及び許可年月日

商 号 株式会社神西
代表者氏名 由良英男
事務所所在地 西宮市山口町下山口三丁目2番3号
許可番号 兵庫県知事第220063号
許可年月日 令和3年6月10日

2 申出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所建設業課
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28
電話(0798)39-1543・1545

~~~~~

## 兵庫県告示第732号

平成20年兵庫県告示第918号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年7月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

猪野々(2)Ⅰ(126010024)の項中別図24を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局養父土木事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

兵庫県告示第733号

平成31年兵庫県告示第175号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部を次のように改正する。

令和6年7月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

妙楽寺(4)(急)Ⅰの項中別図86を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

## 兵庫県告示第734号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第185号(土砂災害特別警戒区域の指定)の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和6年7月30日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 名 称                  | 指定を解除する区域          | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|----------------------|--------------------|---------------------|-------------------------------|
| 山田下谷Ⅰ<br>(234010080) | 神崎郡神河町山田(別図85のとおり) | 土石流                 | 別図85のとおり                      |

~~~~~

兵庫県告示第735号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和6年7月30日